

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

ネットワーク取引監督管理弁法

(国家市場監督管理総局令第37号として2021年3月15日発布、同年5月1日施行)

第1章 総則

第1条 ネットワーク取引活動を規範化し、ネットワーク取引秩序を維持し、ネットワーク取引に係る各主体の適法な権益を保障し、デジタル経済の持続的で健全な発展を促進するため、関係する法律・行政法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内において、インターネット等の情報ネットワークを通じて(以下「ネットワークを通じて」という。)商品を販売し、又はサービスを提供する経営活動及び市場監督管理部門がそれらに対して監督管理を行う際に、本弁法を適用する。

ソーシャルネットワーキング、ライブ配信等の情報ネットワーク活動において商品を販売し、又はサービスを提供する経営活動に、本弁法を適用する。

第3条 ネットワーク取引事業者は、経営活動に従事する場合には、自由意思・平等・公平・信義誠実の原則に則り、法律・法規・規則及び商業道徳・公序良俗を遵守し、市場競争に公平に参加し、法定の義務を誠実に履行し、主体責任を積極的に引き受け、社会各界の監督を受け入れなければならない。

第4条 ネットワーク取引の監督管理においては、イノベーションの奨励、包摂的かつ慎重、最低ラインの厳守及びオンラインとオフラインの一体化監督管理という原則を堅持する。

第5条 国家市場監督管理総局は、全国のネットワーク取引監督管理業務の組織指導に責任を負う。

県級以上の地方市場監督管理部門は、自らの行政区域内のネットワーク取引監督管理業務に責任を負う。

第6条 市場監督管理部門は、ネットワーク取引事業者、ネットワーク取引業界組織、消費者組織及び消費者がネットワーク取引市場のガバナンスに共同参加するよう誘導し、多元的参加がなされ、有効な協同があり、かつ、規範的で秩序立ったネットワーク取引市場のガバナンス体制の完全化を推進する。

第2章 ネットワーク取引事業者

第1節 一般規定

第7条 本弁法において「ネットワーク取引事業者」とは、ネットワーク取引活動を組織又は展開する自然人、法人及び非法人組織をいい、ネットワーク取引プラットフォーム事業者、プラットフォーム内事業者、自作ウェブサイト事業者及びその他のネットワーク

サービスを通じてネットワーク取引活動を展開するネットワーク取引事業者が含まれる。

本弁法において「ネットワーク取引プラットフォーム事業者」とは、ネットワーク取引活動において取引の双方当事者又は多数当事者向けにネットワーク経営場所、取引のマッチング、情報掲出等のサービスを提供し、取引の双方当事者又は多数当事者がネットワーク取引活動を独立して展開するのに供する法人又は非法人組織をいう。

本弁法において「プラットフォーム内事業者」とは、ネットワーク取引プラットフォームを通じてネットワーク取引活動を展開するネットワーク取引事業者をいう。

ソーシャルネットワーキング、ライブ配信等のネットワークサービス提供者は、事業者向けにネットワーク経営場所、商品閲覧、注文書生成、オンライン支払等のネットワーク取引プラットフォームサービスを提供する場合には、ネットワーク取引プラットフォーム事業者の義務を法により履行しなければならない。上述のネットワーク取引プラットフォームサービスを通じてネットワーク取引活動を展開する事業者は、プラットフォーム内事業者の義務を法により履行しなければならない。

第8条 ネットワーク取引事業者は、法律・法規及び国务院決定の規定に違反し、無許可・無免許経営に従事してはならない。「中華人民共和国電子商取引法」第10条所定の、登記を行う必要がない場合を除き、ネットワーク取引事業者は、法により市場主体登記手続をしなければならない。

個人が清掃、洗濯、裁縫、理髪、引越し、鍵作製、配管洗浄、家電家具の修理修繕等の、法により許可を取得する必要のない公衆の利便に資する労務活動にネットワークを通じて従事する場合には、「中華人民共和国電子商取引法」第10条の規定により、登記を行う必要はない。

個人がネットワーク取引活動に従事し、年間取引額が累計で10万元を超えない場合には、「中華人民共和国電子商取引法」第10条の規定により、登記を行う必要はない。同一の事業者が同一のプラットフォーム又は異なるプラットフォームにおいて複数のオンラインショップを開設している場合には、各オンラインショップの取引額は、合算する。個人が従事する零細小額取引について法により行政許可を取得しなければならない場合には、法により市場主体登記手続をしなければならない。

第9条 ネットワークを通じてのみ経営活動を展開するプラットフォーム内事業者は、個人工商世帯としての登記を申請する場合には、ネットワーク経営場所を経営場所として登記し、常居所を住所として登記することができ、その住所所在地の県、自治県、区を設置していない市又は市轄区の市場監督管理部門がその登記機関となる。同一の事業者は、2以上のネットワーク経営場所を有する場合には、併せて登記しなければならない。

第10条 プラットフォーム内事業者がネットワーク経営場所を経営場所として登記することを申請する場合には、当該事業者が出店しているネットワーク取引プラットフォームが、当該事業者のために、登記機関の要求に適合するネットワーク経営場所関連資料を発行する。

第11条 ネットワーク取引事業者が販売する商品又は提供するサービスは、人身・財産の安全保障要求及び環境保護要求に適合しなければならず、法律・行政法規によって取引が禁じられ、国家の利益及び社会公共の利益を損ない、公序良俗に背く商品又はサービスを販売又は提供してはならない。

第12条 ネットワーク取引事業者は、そのウェブサイトのトップページ又は経営活動に従

事するホームページの目立つ位置において、事業者主体情報又は当該情報のリンクマークを公示し続けなければならない。ネットワーク取引事業者が国家市場監督管理総局の電子営業許可証オンライン公開システムへのリンクを設定し、自身の営業許可証情報を公示することを奨励する。

市場主体登記手続済みのネットワーク取引事業者は、次の各号に掲げる営業許可証情報及び自身の経営業務と関係のある行政許可等の情報、又は当該情報のリンクマークをありのままに公示しなければならない。

- (一) 企業は、自身の営業許可証に掲載されている統一的社会信用代码、名称、企業類型、法定代表人(責任者)、住所、登録資本(出資額)等の情報を公示しなければならない。
- (二) 個人工商世帯は、自身の営業許可証に掲載されている統一的社会信用代码、名称、事業者氏名、経営場所、構成形態等の情報を公示しなければならない。
- (三) 農民專業合作社及び農民專業合作社聯合社は、自身の営業許可証に掲載されている統一的社会信用代码、名称、法定代表人、住所、成員出資総額等の情報を公示しなければならない。

「中華人民共和國電子商取引法」第10条の規定により登記を行う必要がない事業者は、自身の実際の経営活動類型に基づき、以下の自己声明及び実際の経営住所、連絡先等の情報、又は当該情報のリンクマークをありのままに公示しなければならない。

- (一) “個人が自製の農業副産物を販売する場合、法により市場主体登記手続は不要とされています”
- (二) “個人が家内制手工業製品を販売する場合、法により市場主体登記手続は不要とされています”
- (三) “個人が自己の技能を利用して、法により許可を取得する必要のない公衆の利便に資する労務活動に従事する場合、法により市場主体登記手続は不要とされています”
- (四) “個人が零細小額取引活動に従事する場合、法により市場主体登記手続は不要とされています”

ネットワーク取引事業者が公示する情報に変更が生じた場合には、10業務日以内に公示の更新を完了させなければならない。

第13条 ネットワーク取引事業者は、消費者の個人情報を収集・使用する場合には、適法・正当・必要の原則に則り、情報の収集・使用の目的、方式及び範囲を明示し、かつ、消費者の同意を経なければならない。ネットワーク取引事業者は、消費者の個人情報を収集・使用する場合には、その収集・使用規則を公開しなければならない。法律・法規の規定及び双方当事者の約定に違反して情報を収集・使用してはならない。

ネットワーク取引事業者は、一括での包括的権限付与、権限の暗黙的な付与、その他の権限付与との抱合せ、インストール使用停止等の方式を採用し、経営活動と直接関係のない情報の収集・使用に同意するよう消費者に強要(又は他の形態を装った事実上の強要)してはならない。個人の生体的特徴、医療健康、金融口座、個人の移動軌跡等の機微情報を収集・使用する場合には、消費者の同意を項目ごとに取得しなければならない。

ネットワーク取引事業者及びその業務人員は、収集した個人情報に対して厳重に秘密

保持しなければならず、法により監督管理法執行活動に協力する場合を除き、被収集者の授権同意を経ずに、関連者を含むいかなる第三者にも提供をしてはならない。

第14条 ネットワーク取引事業者は、「中華人民共和国不正競争防止法」等の規定に違反して、市場競争秩序を乱し、他の事業者又は消費者の適法な権益を損なう不正競争行為を実施してはならない。

ネットワーク取引事業者は、次の各号に掲げる方式にて、虚偽の、又は誤解を招く商業宣伝をし、消費者を欺き、及び誤導してはならない。

- (一) 架空取引をし、又はユーザー評価を捏造する。
- (二) 誤導的表示等の方式を採用して、高評価を前に置き低評価を後ろに置く。又は異なる商品若しくはサービスの評価等を明白に区分しない。
- (三) 現品があると偽る、架空予約、注文が殺到しているよう見せかける等の方式を採用して虚偽の営業販売を行う。
- (四) クリック数、関心度等のトラフィックデータを捏造し、及び「いいね!」の数、投げ銭等の取引双方向データを捏造する。

ネットワーク取引事業者は、混同惹起行為を実施して、他人の商品・サービスであるとの誤認又は他人と特定の繋がりが存在するとの誤認を招いてはならない。

ネットワーク取引事業者は、虚偽情報又は誤導性情報を捏造・流布し、競争相手の営業上の信用及び商品の評判を損なってはならない。

第15条 消費者の評価中に、法律・行政法規・規則によって掲出又は伝送が禁じられた情報が含まれている場合には、ネットワーク取引事業者は、法により技術的処理をすることができる。

第16条 ネットワーク取引事業者は、消費者の同意又は請求を経っていない場合には、消費者に商業性情報を送信してはならない。

ネットワーク取引事業者は、商業性情報を送信する場合には、その真実の身分及び連絡先を明示し、かつ、継続受信を拒絶する明白、簡便かつ無料の方式を消費者に提供しなければならず、消費者が拒絶を明確に表示した場合には、直ちに送信を停止しなければならず、名義を変えた後に再度送信してはならない。

第17条 ネットワーク取引事業者は、直接的な抱合せ方式又は複数の選択肢を提供する方式にて消費者に商品又はサービスをセット販売する場合には、目立つ方式にて消費者に注意を喚起しなければならない。複数の選択肢を提供する方式の場合には、セット販売する商品又はサービスのいずれの選択肢も消費者が暗黙的に同意するよう設定してはならず、消費者が過去の取引において選択した選択肢を以後の独立した取引中で消費者が暗黙的に選択するよう設定してはならない。

第18条 ネットワーク取引事業者は、期間自動延長、自動定期支払等の方式を講じてサービスを提供する場合には、消費者がサービスを受ける前及び期間自動延長、自動定期支払等の期日の5日前までに、目立つ方式にて消費者の注意を促し、消費者が自主的に選択するようにしなければならず、サービス期間内においては、目立ち、かつ簡便な、随時キャンセル又は変更する選択肢を消費者に提供しなければならず、かつ、不合理な費用を受け取ってはならない。

第19条 ネットワーク取引事業者は、全面的、真実、正確かつ適時に商品又はサービス情報を開示し、消費者の知る権利及び選択権を保障しなければならない。

第20条 ソーシャルネットワーキング、ライブ配信等のネットワークサービスを通じてネットワーク取引活動を展開するネットワーク取引事業者は、目立つ方式にて商品若しくはサービス及びその実際の経営主体、アフターサービス等の情報、又は上述の情報のリンクマークを表示しなければならない。

ネットワーク取引活動に係る配信動画に対するライブ配信サービス提供者による保存期間は、配信終了日から3年を下回らない。

第21条 ネットワーク取引事業者は、消費者に商品又はサービスを提供する際に定型の条項、通知、声明等を使用する場合には、消費者と重大な利害関係のある内容に注意するよう目立つ方式にて消費者を促し、かつ、消費者の要求に従い説明をしなければならない、次の各号に掲げる内容を含む規定を置いてはならない。

- (一) ネットワーク取引事業者が自身の提供した商品又はサービスに対して負うべき修理、やり直し、交換、返品、商品数量の補填、代金及びサービス費用の返還、損害賠償等の責任を免除又は一部免除するもの
- (二) 消費者が修理、交換、返品及び損害賠償を提起し、並びに違約金及びその他の合理的賠償を獲得する権利を排除又は制限するもの
- (三) 消費者が法により苦情を申し立て、通報し、調停を請求し、仲裁を申し立て、及び訴訟を提起する権利を排除又は制限するもの
- (四) 消費者が法により契約を変更又は解除する権利を排除又は制限するもの
- (五) ネットワーク取引事業者が単独で解釈権又は最終解釈権を享有すると規定するもの
- (六) その他消費者に対して不公平・不合理な規定

第22条 ネットワーク取引事業者は、国家市場監督管理総局及び同局が授権した省級の市場監督管理部門の要求に従い、特定時期、特定カテゴリー及び特定区域の商品又はサービスの価格、販売量、販売額等のデータ情報を提供しなければならない。

第23条 ネットワーク取引事業者は、ネットワーク取引活動への従事を自ら終了する場合には、30日前までに、そのウェブサイトのトップページ又は経営活動に従事するホームページの目立つ位置において、ネットワーク取引活動終了公告等の関係情報を公示し続け、かつ、合理的で必要かつ遅滞ない措置を講じて、消費者及び関連事業者の適法な権益を保障しなければならない。

第2節 ネットワーク取引プラットフォーム事業者

第24条 ネットワーク取引プラットフォーム事業者は、プラットフォームに参入して商品販売又はサービス提供することを申請した事業者に対し、その身分、住所、連絡先、行政許可等の真実の情報を提出するよう要求し、確認及び登録を行って登録ファイルを確立し、かつ、少なくとも6か月に1回確認更新しなければならない。

ネットワーク取引プラットフォーム事業者は、市場主体登記手続をしていないプラットフォーム内事業者に対して動的監視を行い、本弁法第8条第3項所定の額を超えているものに対しては、法により市場主体登記手続をするよう遅滞なく注意喚起しなければならない。

第25条 ネットワーク取引プラットフォーム事業者は、法律・行政法規の規定により、市

場監督管理部門に關係情報を報告送付しなければならない。

ネットワーク取引プラットフォーム事業者は、それぞれ毎年1月及び7月に、住所地の省級市場監督管理部門へ、プラットフォーム内事業者の次の各号に掲げる身分情報を報告送付しなければならない。

- (一) 市場主体登記手続済みのプラットフォーム内事業者の名称(氏名)、統一的社会信用代码、実際の経営住所、連絡先、オンラインショップの名称及びURLリンク等の情報
- (二) 市場主体登記手続をしていないプラットフォーム内事業者の氏名、身分証書番号、実際の経営住所、連絡先、オンラインショップの名称及びURLリンク、法により市場主体登記手続をする必要がない具体的な状況に該当する旨の自己声明等の情報。このうち、本弁法第8条第3項所定の額を超えるプラットフォーム内事業者に対しては、特別表記を行う。

ネットワーク取引プラットフォーム事業者が市場監督管理部門と開放型データインタフェース等の形式の自動化情報報告送付メカニズムを確立することを奨励する。

第26条 ネットワーク取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内事業者が法により情報公示義務を履行するために技術サポートを提供しなければならない。プラットフォーム内事業者が公示する情報に変更が生じた場合には、3業務日内に変更状況をプラットフォームに報告送付しなければならない。プラットフォームは、7業務日内に確認を行い、公示の更新を完了させなければならない。

第27条 ネットワーク取引プラットフォーム事業者は、市場主体登記手続済みの事業者と市場主体登記手続をしていない事業者とを目立つ方式にて区分表記し、消費者が明確に識別することができるよう確保しなければならない。

第28条 ネットワーク取引プラットフォーム事業者は、プラットフォームサービス合意及び取引規則を修正する場合には、修正後のバージョンが効力を生ずる日までの3年間の全ての過去バージョンを完全に保存し、かつ、事業者及び消費者が円滑かつ完全に閲覧及びダウンロードすることができるよう保証しなければならない。

第29条 ネットワーク取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内事業者及びそれらが掲出している商品又はサービスの情報について検査モニタリング制度を確立しなければならない。ネットワーク取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内の商品又はサービス情報に、市場監督管理に係る法律・法規・規則への違反があり、国家の利益及び社会公共の利益を損ない、公序良俗に背いていることを発見した場合には、法により必要な対応措置を講じて関係記録を保存し、かつ、プラットフォーム住所地の県級以上の市場監督管理部門に報告しなければならない。

第30条 ネットワーク取引プラットフォーム事業者は、法律・法規・規則の規定又はプラットフォームサービス合意及び取引規則により、プラットフォーム内事業者の違法行為に対して警告表示、サービスの一時停止又は終了等の処理措置を講ずる場合には、処理措置を行う旨を決定した日から1業務日内に公示をし、プラットフォーム内事業者のオンラインショップ名称、違法行為、処理措置等の情報を明記しなければならない。警告表示、サービスの一時停止等の短期的な処理措置の関連情報は、処理措置の実施期間満了の日まで公示し続けなければならない。

第31条 プラットフォーム内事業者の身分情報に対するネットワーク取引プラットフォーム

ム事業者による保存期間は、当該プラットフォーム内事業者のプラットフォーム撤退日から3年を下回らない。商品又はサービスの情報、支払記録、物流宅配、返品交換及び販売後等の取引情報に対する保存期間は、取引完了日から3年を下回らない。法律・行政法規に別段の定めがある場合には、その定めるところによる。

第32条 ネットワーク取引プラットフォーム事業者は、「中華人民共和国電子商取引法」第35条の規定に違反して、プラットフォーム内事業者のプラットフォーム内における取引、取引価格及び他の事業者との取引等に対し不合理な制限を行い、又は不合理な条件を付加し、プラットフォーム内事業者の自主経営に干渉してはならない。具体的には、次のものが含まれる。

- (一) プラットフォーム内事業者が自主的な選択により複数のプラットフォームにおいて経営活動を展開することを、検索順位下げ、商品の取下げ、経営の制限、ショップの閉鎖、サービス料金引上げ等の方式を通じて禁止若しくは制限し、又は不正な手段を利用して、それらが特定のプラットフォームにおいてのみ経営活動を展開するよう制限する。
- (二) プラットフォーム内事業者が宅配物流等の取引補助サービス提供者を自主的に選択することを禁止又は制限する。
- (三) その他プラットフォーム内事業者の自主経営に干渉する行為

第3章 監督管理

第33条 県級以上の地方市場監督管理部門は、日常的な管理及び法執行活動において協同連携を強化しなければならない。

ネットワーク取引プラットフォーム事業者の住所地の省級市場監督管理部門は、業務の必要に応じ、把握しているプラットフォーム内事業者の身分情報を、その実際の経営地の省級市場監督管理部門と遅滞なく共有しなければならない。

第34条 市場監督管理部門は、監督検査、案件調査、事故対応、欠陥消費財リコール、消費紛争処理等の監督管理法執行活動を法により展開する際に、関係するプラットフォーム内事業者の身分情報、商品又はサービス情報並びに支払記録、物流宅配、返品交換及び販売後等の取引情報の提供をネットワーク取引プラットフォーム事業者に要求することができる。ネットワーク取引プラットフォーム事業者は、これを提供し、かつ、技術方面において、市場監督管理部門がネットワーク取引違法行為監視業務を展開するのに積極的に協力しなければならない。

ネットワーク取引事業者向けに宣伝販促、支払決済、物流宅配、ネットワーク接続、サーバ管理、バーチャルホスト、クラウドサービス、ウェブデザイン制作等のサービスを提供する事業者(以下「その他のサービス提供者」という。)は、市場監督管理部門が法によりネットワーク取引違法行為を取り締まるのに遅滞なく協力し、自身が把握している関係データ情報を提供しなければならない。法律・行政法規に別段の定めがある場合には、その定めるところによる。

市場監督管理部門がネットワーク取引事業者に違法行為があることを発見し、措置を講じて制止するよう法によりネットワーク取引プラットフォーム事業者及びその他のサービス提供者に要求した場合には、ネットワーク取引プラットフォーム事業者及びその

他のサービス提供者は、協力をしなければならない。

第35条 市場監督管理部門は、違法の嫌疑があるネットワーク取引行為に対して取締りを行う際に、法により次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (一) 違法の嫌疑があるネットワーク取引行為と関係のある場所に対して現場検査を行う。
- (二) 違法の嫌疑があるネットワーク取引行為と関係のある契約、証憑、帳簿等の関係資料を調査閲覧及び複製する。
- (三) 違法の嫌疑があるネットワーク取引行為と関係のある電子データを収集、取寄せ及び複製する。
- (四) 違法なネットワーク取引行為に従事している嫌疑がある当事者から聞き取りをする。
- (五) 違法の嫌疑があるネットワーク取引行為と関係のある自然人、法人及び非法人組織から関係状況を調査把握する。
- (六) 法律・法規の定めにより講ずることができるその他の措置

前項所定の措置を講ずる場合において、法により認可を経る必要があるときは、認可手続をしなければならない。

ネットワーク取引違法行為に対する市場監督管理部門の技術監視記録資料は、行政処罰の実施又は行政措置の採用に係る電子データ証拠とすることができる。

第36条 市場監督管理部門は、ネットワーク取引事業者が提供するデータ情報の安全を必要な措置を講じて保護し、かつ、そのうちの個人情報、プライバシー及び商業秘密に対しては厳重に秘密保持しなければならない。

第37条 市場監督管理部門は、法によりネットワーク取引事業者に対し信用監督管理を実施して、ネットワーク取引事業者の登録登記、届出、行政許可、抽出検査結果、行政処罰、経営異常名簿及び重大な違法信用失墜企業名簿への掲載等の情報を、国家企業信用情報公示システムを通じて一元的に集約し、かつ、公示する。重大な違法信用失墜行為が存在するものに対しては、法により合同懲戒を実施する。

前項所定の情報は、市場監督管理部門の公式ウェブサイト、ネットワーク検索エンジン、事業者が経営活動に従事するホームページの目立つ位置等の経路を通じて公示することもできる。

第38条 ネットワーク取引事業者が法定の責任及び義務を法により履行せず、ネットワーク取引秩序を乱し、又は乱すおそれがある場合、消費者の適法な権益に影響を及ぼす場合には、市場監督管理部門は、職責により、その法定代表者又は主要責任者に対して約談を行い、措置を講じて是正を行うよう要求することができる。

第4章 法的責任

第39条 ネットワーク取引違法行為の処罰について、法律・行政法規に既に定めがある場合には、その定めるところによる。

第40条 ネットワーク取引プラットフォーム事業者が本弁法第10条に違反して、出店しているプラットフォーム内事業者のためにネットワーク経営場所関連資料を発行することを拒絶した場合には、市場監督管理部門が期間を限って是正するよう命じ、期限を徒過して是正しない場合には、一万元以上三万元以下の過料に処する。

- 第41条 ネットワーク取引事業者が本弁法第11条、第13条、第16条又は第18条に違反した場合において、法律・行政法規に定めがあるときは、その定めるところによる。法律・行政法規に定めがないときは、市場監督管理部門が職責により期間を限って是正するよう命じ、五千元以上三万元以下の過料に処することができる。
- 第42条 ネットワーク取引事業者が本弁法第12条又は第23条に違反し、法定の情報公示義務を履行しない場合には、「中華人民共和国電子商取引法」第76条の規定により、処罰を行う。そのうちのネットワーク取引プラットフォーム事業者に対しては、「中華人民共和国電子商取引法」第81条第1項の規定により処罰を行う。
- 第43条 ネットワーク取引事業者が本弁法第14条に違反した場合には、「中華人民共和国不正競争防止法」の関連規定により処罰を行う。
- 第44条 ネットワーク取引事業者が本弁法第17条に違反した場合には、「中華人民共和国電子商取引法」第77条の規定により処罰を行う。
- 第45条 ネットワーク取引事業者が本弁法第20条に違反した場合において、法律・行政法規に定めがあるときは、その定めるところによる。法律・行政法規に定めがないときは、市場監督管理部門が期間を限って是正するよう命じ、期限を徒過して是正しない場合には、一万元以下の過料に処する。
- 第46条 ネットワーク取引事業者が本弁法第22条に違反した場合には、市場監督管理部門が期間を限って是正するよう命じ、期限を徒過して是正しない場合には、五千元以上三万元以下の過料に処する。
- 第47条 ネットワーク取引プラットフォーム事業者が本弁法第24条第1項、第25条第2項又は第31条に違反し、法定の確認・登録義務、関係情報報告送付義務又は商品及びサービス情報・取引情報保存義務を履行しない場合には、「中華人民共和国電子商取引法」第80条の規定により処罰を行う。
- 第48条 ネットワーク取引プラットフォーム事業者が本弁法第27条、第28条又は第30条に違反した場合には、市場監督管理部門が期間を限って是正するよう命じ、期限を徒過して是正しない場合には、一万元以上三万元以下の過料に処する。
- 第49条 ネットワーク取引プラットフォーム事業者が本弁法第29条に違反した場合において、法律・行政法規に定めがあるときは、その定めるところによる。法律・行政法規に定めがないときは、市場監督管理部門が職責により期間を限って是正するよう命じ、一万元以上三万元以下の過料に処することができる。
- 第50条 ネットワーク取引プラットフォーム事業者が本弁法第32条に違反した場合には、「中華人民共和国電子商取引法」第82条の規定により処罰を行う。
- 第51条 ネットワーク取引事業者は、商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、契約義務を履行せず、若しくは契約義務の履行が約定に適合せず、又は他人に損害をもたらしたときは、法により民事責任を負う。
- 第52条 ネットワーク取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内事業者の販売する商品又は提供するサービスについて、人身及び財産の安全保障に係る要求に適合しないこと、又はその他消費者の適法な権益を侵害する行為があることを知り、又は知るべきである場合において、必要な措置を講じなかったときは、法により当該プラットフォーム内事業者と連帯責任を負う。
- 消費者の生命健康に関わる商品又はサービスについて、ネットワーク取引プラットフ

オーム事業者は、プラットフォーム内事業者の資質資格に対して審査義務を果たさず、又は消費者に対して安全保障義務を果たさず、消費者に損害をもたらした場合には、法により相応の責任を負う。

第 53 条 市場監督管理部門が法により展開する監督管理法執行活動に対して、本弁法の規定により関係資料・情報を提供することを拒絶し、虚偽の資料・情報を提供し、証拠を隠匿、廃棄若しくは移転し、又はその他監督管理法執行を拒絶若しくは阻害する行為があった場合において、法律、行政法規又はその他市場監督管理部門の規則に定めがあるときは、その定めるところによる。法律、行政法規又はその他市場監督管理部門の規則に定めがないときは、市場監督管理部門が是正を命じ、五千元以上三万元以下の過料に処することができる。

第 54 条 市場監督管理部門の業務人員が職務を懈怠し、職権を乱用し、私利を図り、又は職責履行中に知り得た個人情報、プライバシー及び商業秘密を漏洩し、売り渡し、若しくは不法に他人へ提供した場合には、法により法的責任を追及する。

第 55 条 本弁法の規定に違反して犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第 5 章 附則

第 56 条 本弁法は、2021 年 5 月 1 日から施行する。2014 年 1 月 26 日に旧国家工商行政管理総局令第 60 号として公布された「ネットワーク取引管理弁法」は、同時にこれを廃止する。

(法令原文名称：网络交易监督管理办法)